

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月24日
【会社名】	めぶくグラウンド株式会社
【英訳名】	Mebuku Ground Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木暮 正樹
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市表町二丁目30番8号 AQERU 6 F
【電話番号】	050-8885-6594
【事務連絡者氏名】	中村 怜奈
【最寄りの連絡場所】	群馬県前橋市表町二丁目30番8号 AQERU 6 F
【電話番号】	050-8885-6594
【事務連絡者氏名】	中村 怜奈
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	250,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式制度は採用しておりません。譲渡による当社株式の取得については当社取締役会の承認を要します。

- (注) 1. 本有価証券届出書による普通株式に係る募集は、2025年11月26日開催の定時株主総会及び普通株式の株主による種類株主総会（以下、併せて「本株主総会」といいます。）の特別決議並びに会社法第200条第1項の規定に基づきこれらの決議によって募集事項の決定について委任を受けた2025年12月23日開催の取締役会決議によっております。
2. 本有価証券届出書に記載の普通株式の発行数については、本株主総会において決議された普通株式の発行数の上限（9,940株）の範囲内で上記取締役会において決議された普通株式の発行数の上限です。普通株式に係る勧誘は本有価証券届出書提出後に行うことから、本有価証券届出書提出日現在では発行数は確定しておりません。
3. 普通株式は、金融商品取引所において上場の予定はありません。
4. 当社は、普通株式のほかに、A種株式についての定款の定めを置いております。A種株式の内容は、以下のとおりです。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (1) 剰余金の配当
A種株式を有する株主（以下「A種株主」という。）及びA種株式の登録株式質権者（A種株主と併せて、以下「A種株主等」という。）に対しては、剰余金の配当は行わない。
- (2) 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、普通株式を有する株主及び普通株式の登録株式質権者に対する分配に優先して、A種株主等に対し、A種株式1株につき、A種株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。A種株主等に対しては、本号に定めるほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 議決権
A種株主は、普通株式を有する株主と同様に、株主総会において1株につき1個の議決権を有する。
- (4) 種類株主総会の決議を必要とする事項
以下の事項については、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする。
- (ア) 定款の変更
(イ) 解散、清算又は倒産手続等の開始の申立て
(ウ) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、他の会社の事業の全部若しくは重要な一部の譲受け
5. 本募集とは別に、会社法第200条第1項の規定に基づき、2025年11月26日開催の定時株主総会の特別決議及びA種株主による種類株主総会の特別決議により、20百万円を上限としてA種株式の募集事項の決定を取締役に委任することを決定しております。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	-	-	-
募集株式のうち一般募集	5,000株	250,000,000	125,000,000
発起人の引受株式	-	-	-
計（総発行株式）	5,000株	250,000,000	125,000,000

- (注) 1. 当社の直接募集によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は125,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
50,000	25,000	20株	2026年1月9日(金)～ 2026年2月10日(火)	1株につき発行価 格と同一の金額	2026年2月27日(金)

(注) 1. 当社の直接募集によります。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 申込証拠金には、利息をつけません。

6. 申込期間終了時に申込みがない株式があるときは、申込みのあった株式のみを発行します。申込みは、申込みのあった株式総数が発行数に到達するまで受け付けるものとし、申込み状況によっては、申込期間を短縮することがあります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
めぶくグラウンド株式会社	群馬県前橋市表町二丁目30番8号 AQERU 6 F

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社群馬銀行 本店	群馬県前橋市元総社町194番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
250,000,000	5,000,000	245,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、5,000,000円を見込んでおります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
データ連携基盤・アプリケーション開発投資	173,000,000	2026年3月～2027年2月
システム運用費	36,000,000	2026年3月～2027年2月
事業運営費	36,000,000	2026年3月～2027年2月

(注) 具体的な充当時期までは、銀行口座にて管理/運用する予定であります。

データ連携基盤・アプリケーション開発投資について

様々な組織で保有されるデータを本人合意のもとで安全確実にデータ連携することを実現・提供するシステム「データ連携基盤」の機能拡張(ユーザー別に独立したサーバ構築および処理能力に係るサーバ増強等)に係る開発費用として、140,000千円を充当します。また、デジタルID(めぶくID)を利用したアプリケーションサービス(めぶくPayおよびめぶくコミュニティ等)の機能拡張(UI/UX改修等)に係る開発費用等として、33,000千円を充当します。

システム運用費について

データ連携基盤およびアプリケーションサービスのシステム管理・運用に係る費用として、36,000千円を充当します。

事業運営費について

データ連携基盤およびアプリケーションサービスの事業運営に係る費用(情報セキュリティ対策等)として、36,000千円を充当します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりです。

- ・表紙に当社の社章を記載いたします。



- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 会社概要」～「5 対処すべき課題」をカラー印刷したものを記載いたします。

1 会社概要

前橋市は2016年に「めぶく。」というビジョンを掲げ、市民参画による官民共創のまちづくりを進めてまいりました。当社は、より安心で利便性の高い市民サービス実現に向け、個人向けデジタルIDである「めぶくID」や様々な組織で保有されるデータを本人合意のもとで安全にデータを連携させるシステムである「データ連携基盤」を提供し、様々な公共・準公共・民間サービスを支援・提供することを目的に2022年10月に設立されました。



会社名	めぶくグラウンド株式会社
設立 / 決算期	2022年10月 / 8月決算
所在地	群馬県前橋市表町二丁目30番8号 AQERU 6F
資本金	241,286千円
従業員数	5名 (2025年11月27日現在)
発行済株式数	9,651株 (普通株式 7,900株、A種株式 1,751株)
取締役	取締役会議長 大森 昭生 代表取締役会長 磯 俣 克 平 代表取締役社長 木 暮 正 樹 社外取締役 國 領 二 郎 社外取締役 田 中 仁 取締役 谷 川 淳 司 社外取締役 福 田 尚 久
取締役 (監査等委員)	社外取締役 鏡 山 英 男 社外取締役 結 城 恵 社外取締役 横 山 慶 一

2 経営の基本方針

「一人ひとりがWell-Beingでいられる街」を目指すため、「共助型未来都市の実現」が必要と捉えております。その実現に向け、「官」「民」共創でのまちづくりの課題を解決する官民連携法人「めぶくグラウンド」を設立しました。当社は、「誰一人取り残されることなくWell-Beingを享受することができる社会の実現」をミッションとして掲げ、その理念を具体とするために、人々が自らの意志で共助型未来都市であるデジタルグリーンシティを創生することを支えることをビジョンとして事業を展開します。ゆえに当社は官民共創会社としての成り立ちを柱とし、新しいまちづくりのあり方を提示するIDやデータ連携基盤の開発、提供、運用を行い、安全なデータの利活用を通して、様々な公益サービス・準公共サービス・民間サービスを芽吹かせていきます。そこで得られる知見や利益は、地域社会へ循環還元させ、持続可能なまちづくりを支え、次世代への継承を目指します。

当社では、デジタルIDの利活用にあたり、データ提供者の意思と利益を守ることを使命とする「データガバナンス委員会」を会社法にはない定款に規定する形で設置しております。データ利用者と提供者の利害や意思が相反する場合は、データ提供者の利益を優先させる運用を徹底し、この原則下にデータの持ち寄りを促進し、社会的、経済的な利得の拡大を志し、その果実を市民、事業者や地域プラットフォームを含むステークホルダーで適正に分け合うことを保障します。なお、当社定款で定めているデータガバナンス委員会は、慶應義塾大学名誉教授國領二郎委員長のもと、消費者、事業者、行政、技術他の観点から、恵まれた委員構成によって運営されています。市民一人ひとりの個人に属するデータを安全に守りながら、個別最適なサービスを実現していくために、どのような技術、規則、体制他が必要なのかを議論し、当社は、データガバナンス委員会の意見を最大限尊重しながら、事業運営を行っています。

Mission

誰一人取り残されることなく
Well-Beingを享受することができる社会の実現

Vision

人々が自らの意志で共助型未来都市である
デジタルグリーンシティを創生することを支える

Value

官民共創会社としての成り立ちを堅持し、
新しいまちづくりのあり方を提示するIDやデータ連携基盤を提供し、
安全なデータの利活用を促進する様々な公益サービス・準公共サービス・
民間サービスを芽吹かせ、その利益は地域社会に還元する。

Philosophy

めぶくグラウンド株式会社 定款第2条（理念）

誰一人取り残されることなくWell-Beingを享受することができる社会の実現のために当会社は存在する。この理念を具体とするために、当会社は、人々が自らの意志で共助型未来都市であるデジタルグリーンシティを創生することを支える事業を展開する。ゆえに当会社は官民共創会社としての成り立ちを柱とし、IDやデータ連携基盤の開発、提供、運用を行い、安全なデータの利活用を通して、様々な公益サービス・準公共サービス・民間サービスを芽吹かせてゆく。得られる知見や利益は、地域社会へと循環還元させ、持続可能なまちづくりを支え、次世代への継承をめざす。

DATA GOVERNANCE

めぶくグラウンド株式会社 定款第41条 （データガバナンス委員会）

データガバナンス委員会は共助による豊かで人に優しい社会の構築に向けて、データを持ち寄って下さる個人、行政、企業、団体の意思と利益を守ることを使命とする。データ利用者と提供者の利害や意思が相反する場合は、データ提供者の利益を優先させる運用を会社に徹底させる。この原則下にデータの持ち寄りを促進して社会的、経済的な利得を拡大させることを志し、その果実を市民、事業者や地域プラットフォームを含むステークホルダーで適正に分け合うことを保障する。データガバナンスにもステークホルダーの参加をおおぐことで以上の実現をはかる。

3 事業の内容

当社は、めぶくIDの発行、データ連携基盤の開発・管理・運用を主要な事業としつつ、市民の暮らし全般のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する事業を展開いたします。

当社の事業の概要は以下のとおりです。

① めぶくID発行

めぶくIDとは、マイナンバーカードに搭載される署名用電子証明書にかかる電子署名により本人確認（以下、「マイナンバーカードによる本人確認」という）を実施した上で、スマートフォン上に電子署名法に基づく認定を取得した特定認証業務により発行する電子証明書（以下、「電子署名法の認定証明書」という）等を発行する仕組みによって当社が提供するデジタルIDのことです。

② データ連携基盤の開発・管理・運用

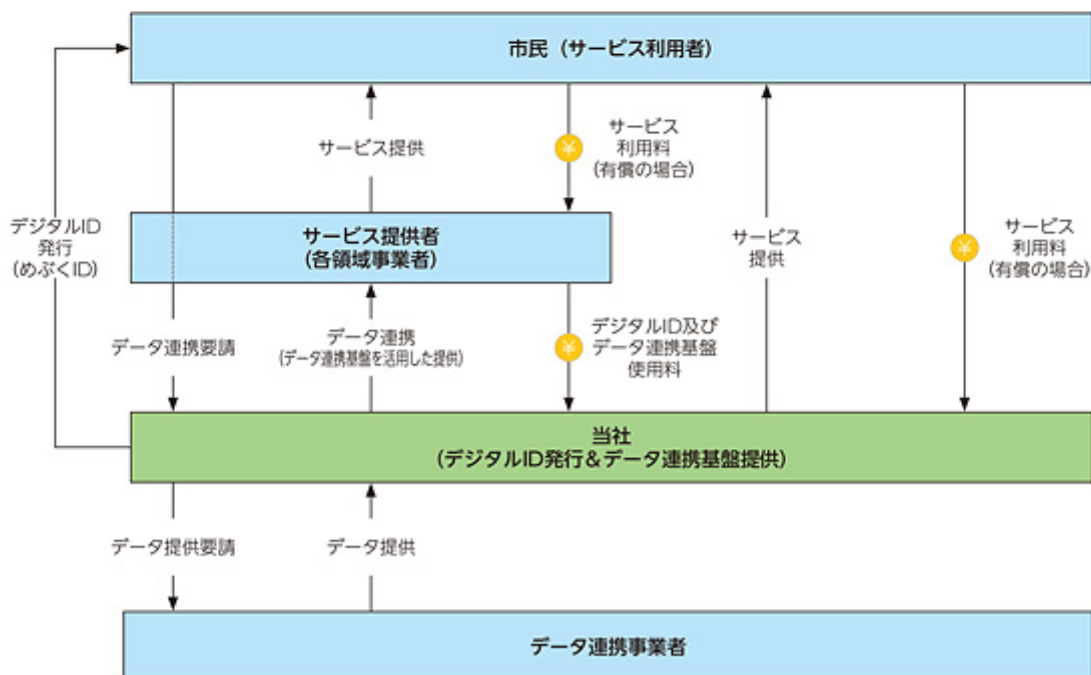
国、地方自治体、公共施設、企業、学校、その他の団体や組織が保有する本人に関するデータ（個人情報）を、本人の意思により引き出し、本人の意思により結合すること（これらの領域を横断する形で安全確実にデータ連携すること）を実現・提供するシステム（データ連携基盤）の開発・管理・運用を行います。

③ めぶくIDを利用したアプリケーションサービスの開発・管理・運用

めぶくIDは、公的なサービス（行政手続きなど）と民間サービスの両方をスマートフォンで利用することができるデジタルIDであり、そのIDを利用したアプリケーションサービスの開発・管理・運用を行います。

当社の事業系統図は以下のとおりです。

（データ連携事業者は、国、地方自治体、公共施設、企業、学校、その他の団体や組織を想定しています）



4 経営戦略

インターネット利用の大半がスマホへと移行した今日、多くの企業や自治体がスマホアプリを通じてサービスを提供していますが、安全性の課題、データ連携の困難さという大きな課題が生じています。「スマホアプリを安心して使えない」ことに加え、「データ連携ができない」という2つの課題により、デジタル技術の活用が叫ばれながらも進展していないのが実情です。

このような背景の中、めぶくIDを部品化することでアプリに組み込むことを容易にした、デジタル認証モジュールの提供を2025年2月に開始しました。自社のスマホアプリにデジタル認証モジュールを組み込むことで、マイナンバーカードで身元確認や本人認証した電子証明書とIDである利用者識別番号が発行できます。デジタル認証モジュールを自社のスマホアプリに組み込んでご利用を検討いただいている自治体や民間企業が増え始めています。

また、様々な組織、事業者に蓄積されている個人に関するデータを組織、事業者を超えてデータ連携できないことが最大の課題になっています。デジタル認証モジュールは一意的利用者識別番号を発行し、共通IDとして利用することで、簡単かつ確実なデータ連携を実現します。当社のデータ連携基盤は、金融、医療と言った機微なパーソナルデータでも、安全にデータ連携することができます。さらに決済と交通といった業界を超えたデータ連携や、自治体や民間企業とのデータ連携も可能であり、そのデータ連携こそが当社の最大の価値であり、当社の収益源となるところです。

当社のデータ連携基盤は、データの利用許諾をいつでも利用者自身で設定できるダイナミック・オプトイン機能を有し、アプリ上でパーソナルデータの提供認可を一括管理できます。めぶくIDやデータ連携基盤、ダイナミック・オプトイン他の当社デジタル基盤は、先の2つの「スマホアプリを安心して使えない」「データ連携できない」という課題を解決してくれます。デジタル技術を活用することで、市民一人ひとりに個別最適なサービスが提供される社会を実現します。



5 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在にて当社が判断したものです。

① 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の拡大及び持続的な成長のために、高いスキルを持った優秀な人材の確保と育成を継続し、組織体制を整備していくことが重要な課題として認識しております。当社の経営理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、社内のエンゲージメントを高め、社員が早期に活躍できる社内施策の整備や環境構築に努めてまいります。

② 内部管理体制の強化について

当社は、比較的小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、各部門の内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでいます。

③ 新規デジタルID登録者、利用者の開拓について

当社が発行したデジタルIDを通し、利用者が本人に関するデータを、サービス事業者を選択・限定して使用許諾（オプトイン）することにより、サービス提供者が個別最適化（パーソナライズ）したサービスをレコメンド・提供できるようになります。今後、デジタルID登録者、利用者の開拓を実施し、サービス提供の最適化を目指す方針です。

④ 財務体質の強化について

当社は、2022年10月に設立しており、今後、デジタル基盤を活用した事業の開始及び事業領域の拡大を図っていく予定であるため、安定的な収益源を確保するまでの期間においては、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施する予定であります。

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約 (発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期
決算年月	2024年8月	2025年8月
売上高 (千円)	100,041	88,080
当期純損失() (千円)	91,248	178,283
純資産額 (千円)	323,609	145,325
総資産額 (千円)	415,275	223,933
1株当たり当期純損失() (円)	9,454.82	18,473.04

2【沿革】

前橋市は2016年に「めぶく。」というビジョンを掲げ、市民参画による官民共創のまちづくりを進めてまいりました。当社は、より安心して利便性の高い市民サービス実現に向け、個人向けデジタルIDである「めぶくID」や様々な組織で保有されるデータを本人合意のもとで安全にデータを連携させるシステムである「データ連携基盤」を提供し、様々な公益・準公共・民間サービスを支援・提供することを目的に2022年10月に設立されました。

年月	概要
2022年10月	群馬県前橋市に当社を設立(資本金150,000,000円)
2023年2月	第三者割当増資を実施(増資後資本金200,000,000円)
2023年3月	「めぶくID」および「めぶくデータ連携基盤」のサービスを提供開始
2023年7月	第三者割当増資を現物出資による方法で実施(増資後資本金241,286,500円)

3【事業の内容】

当社は、めぶくIDの発行、データ連携基盤の開発・管理・運用を主要な事業としつつ、市民の暮らし全般のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する事業を展開いたします。

当社の事業の概要は以下のとおりです。

めぶくID発行

めぶくIDとは、マイナンバーカードに搭載される署名用電子証明書にかかる電子署名により本人確認（以下、「マイナンバーカードによる本人確認」という）を実施した上で、スマートフォン上に電子署名法に基づく認定を取得した特定認証業務により発行する電子証明書（以下、「電子署名法の認定証明書」という）等を発行する仕組みによって当社が提供するデジタルIDのことです。

データ連携基盤の開発・管理・運用

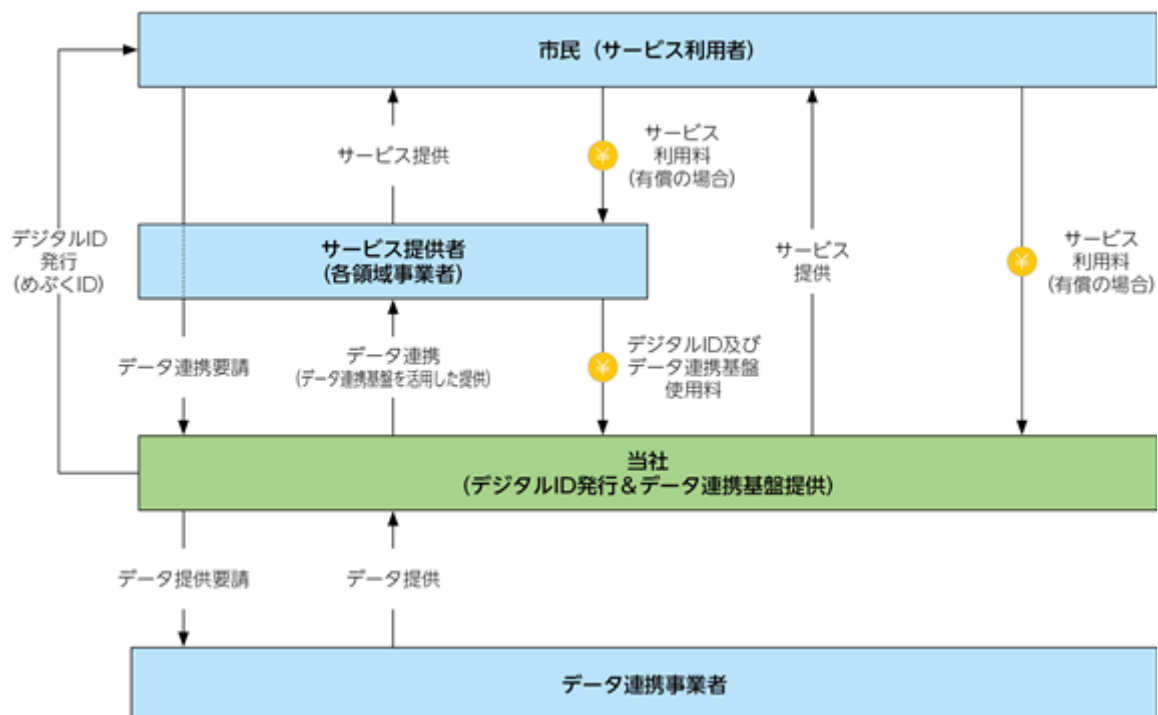
国、地方自治体、公共施設、企業、学校、その他の団体や組織が保有する本人に関するデータ（個人情報）を、本人の意思により引き出し、本人の意思により結合すること（これらの領域を横断する形で安全確実にデータ連携すること）を実現・提供するシステム（データ連携基盤）の開発・管理・運用を行います。

めぶくIDを利用したアプリケーションサービスの開発・管理・運用

めぶくIDは、公的なサービス（行政手続きなど）と民間サービスの両方をスマートフォンで利用することができるデジタルIDであり、そのIDを利用したアプリケーションサービスの開発・管理・運用を行います。

当社の事業系統図は以下のとおりです。

（データ連携事業者は、国、地方自治体、公共施設、企業、学校、その他の団体や組織を想定しています）



4【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
A種株式	10,000
計	70,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,900	非上場, 非登録	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 (注)1、2
A種株式	1,751	非上場, 非登録	(注)1、2、3、4
計	9,651		

(注)1. 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりです。

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを設けております。

2. 当社は単元株制度を採用しておりません。

3. 当社は、普通株式のほかに、A種株式についての定款の定めを置いております。

A種株式の内容は、以下のとおりです。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(1) 剰余金の配当

A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)及びA種株式の登録株式質権者(A種株主と併せて、以下「A種株主等」という。)に対しては、剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株式を有する株主及び普通株式の登録株式質権者に対する分配に優先して、A種株主等に対し、A種株式1株につき、A種株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。A種株主等に対しては、本号に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

A種株主は、普通株式を有する株主と同様に、株主総会において1株につき1個の議決権を有する。

(4) 種類株主総会の決議を必要とする事項

以下の事項については、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする。

(ア) 定款の変更

(イ) 解散、清算又は倒産手続等の開始の申立て

(ウ) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、他の会社の事業の全部若しくは重要な一部の譲受け

4. A種株式発行済株式数のうち、1,651株は現物出資(ソフトウェア82,573千円)によるものです。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年7月21日 (注)	1,651	9,651	41,286	241,286	41,286	241,286

(注) 第三者割当増資(現物出資)

発行総額 82,573千円

資本金組入総額 41,286千円

(4) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
前橋市	群馬県前橋市大手町二丁目12番1号	1,751	18.1
カネコ種苗株式会社	群馬県前橋市古市町一丁目50番地12	1,000	10.4
株式会社コシダカホールディングス	群馬県前橋市大友町一丁目5番地1	1,000	10.4
株式会社ジズホールディングス	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	1,000	10.4
日本通信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	1,000	10.4
株式会社ヤマト	群馬県前橋市古市町118番地	1,000	10.4
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	300	3.1
しのめ信用金庫	群馬県富岡市富岡1123番地	300	3.1
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	300	3.1
計	-	7,651	79.3

(注) A種株式は、前橋市が100%所有しております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）			
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,900	7,900	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。
	A種株式 1,751	1,751	（注）
単元未満株式			
発行済株式総数	9,651		
総株主の議決権		9,651	

（注）A種株式の内容は、「4. 株式等の状況（1）株式の総数等 発行済株式（注）3」に記載のとおりです。

【自己株式等】

該当事項はありません。

5 【配当政策】

当社は、2022年10月に設立され、めぶくID発行事業及びデータ連携基盤の管理事業を中心に事業を展開しております。株主に対する利益還元策としては、一般的には、配当、自社株式の取得、株主優待制度の導入等が実施されていますが、現時点で当社は事業の立ち上げ過程にあり、事業活動から生み出される利益は、再投資を行い、事業機会を的確に捉え、事業活動をもって地域経済に還元することが株主の期待に応えるものと認識しております。そのため、少なくとも現時点では、一般的な利益還元策である配当、自社株式の取得、株主優待制度等を実施する計画はありません。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

後者につきましては「取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

6【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
5	-	-	-

(注) 1. 従業員は、すべて他社から当社への出向者であることから、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は記載しておりません。

2. 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

7【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の強化に努めております。

会社の機関の内容、内部統制システムの整備状況及びリスク管理体制の整備状況

取締役会は、取締役10名で構成されており、随時必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。

監査等委員である取締役は3名選任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役の職務執行状況の報告聴取並びに本社における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に行われる取締役とのミーティング等を通じて意思疎通を図ることとしております。

内部統制システムは、当社取締役会において内部統制システム基本方針を決議し、それに従い、内部統制システムの整備、運用及び改善に努めることとしております。

また、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでおります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。また、保険料は当社が全額を負担しております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

役員報酬の内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、当社の役員報酬等の総額は、株主総会で承認しております。承認された報酬等の総額の範囲内において、業績や経営内容等を考慮し、取締役の報酬については取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

取締役の定数又は取締役の資格制限

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を5名以上9名以下、監査等委員である取締役を4名以下とする旨を定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

取締役会として決議できることとした株主総会決議事項

当社は、中間配当について、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

会社と特定の株主との間の利益相反取引に関する事項

当社株主の日本通信株式会社との取引等につきましては、当該取引が当社ステークホルダーの利益を害することを防止するため、取引開始にあたり、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得て実行するものとします。この場合、利益相反に関わる取締役は取締役会の審議には参加しないものとします。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議につきましては、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会を円滑に運営するためであります。

種類株式の発行

当社は、種類株式の発行会社であり、普通株式のほか、A種株式を発行しております。A種株式の詳細につきましては、「第1 企業の概況 4 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の記載を参照下さい。

取締役会の活動状況

当社の取締役会は、社外取締役が過半数を占めており（最近事業年度末時点において、当社取締役10名のうち、7名が社外取締役です）、社外取締役の忌憚のない質問、指摘及び助言により、議論の実質が確保された有益なものとなっております。

当社は、最近事業年度において取締役会を13回開催しており、各取締役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数 (全13回)	出席率
取締役会議長	大森 昭生	12	92%
代表取締役会長	磯俣 克平	12	92%
代表取締役社長	木暮 正樹	13	100%
社外取締役	國領 二郎	12	92%
社外取締役	田中 仁	9	69%
取締役	谷川 淳司	11	85%
社外取締役	福田 尚久	12	92%
監査等委員（社外取締役）	鏡山 英男	11	85%
監査等委員（社外取締役）	結城 恵	9	69%
監査等委員（社外取締役）	横山 慶一	10	77%

（注）取締役の曾我孝之は、2024年11月27日開催の定時株主総会をもって任期満了により退任しております。

また、最近事業年度に開催した取締役会における主な具体的な検討内容として、事業報告及び計算書類等の承認、定時株主総会の招集決定・提出議案の審議及び承認等を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名、女性1名（役員のうち女性の比率10.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会議長	大森 昭生 (注) 1	1968年 10月6日	1996年4月 共愛学園女子短期大学専任講師 1999年4月 共愛学園前橋国際大学専任講師 2003年4月 同大学助教授 2003年4月 同大学国際社会学部長 2013年4月 同大学副学長 2016年4月 同大学学長(現任) 2016年4月 学校法人共愛学園理事(現任) 2019年4月 学校法人東北学院評議員(現任) 2021年4月 共愛学園前橋国際大学短期大学部学長(現任) 2022年10月 当社取締役 2024年11月 当社取締役会議長(現任) 2025年6月 学校法人共愛学園副理事長(現任)	(注) 2	
代表取締役 会長	磯俣 克平	1959年 3月9日	1983年10月 等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1987年8月 公認会計士登録 1991年9月 Deloitte & Touche ヒューストン事務所駐在 2000年9月 監査法人トーマツ 資源・エネルギーグループリーダー 2006年9月 Deloitte Touche Tohmatsu Energy & Resources Group Asia Pacific Leader (2011年12月まで) 2010年11月 トーマツベンチャーサポート株式会社 代表取締役(2015年3月まで) 2013年10月 有限責任監査法人トーマツ 執行役 西日本エリア統括 2017年6月 有限責任監査法人トーマツ 包括代表補佐(2018年5月まで) 2018年11月 デロイトトーマツ合同会社・有限責任監査法人トーマツ ボード副議長(2022年7月まで) 2022年4月 学校法人西南学院理事(現任) 2024年6月 デロイトトーマツ合同会社・有限責任監査法人トーマツ退所 2024年7月 磯俣公認会計士事務所代表(現任) 2024年8月 当社代表取締役会長(現任) 2024年10月 my FinTech株式会社 社外取締役(現任) 2025年3月 株式会社ワールドホールディングス 社外取締役(現任)	(注) 2	
代表取締役 社長	木暮 正樹	1962年 6月18日	1985年7月 株式会社群馬データベースシステム設立、取締役 1987年3月 ヒューマンネットワーク株式会社設立、代表取締役 1987年3月 東京大学 教育学部卒業 1988年11月 株式会社大洋データベースシステム 専務取締役 1994年3月 ヒューマンネットワーク株式会社 代表取締役(現任) 2004年9月 株式会社レゾナ 取締役 2013年6月 株式会社リネイル 執行役員(現任) 2023年11月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	
取締役	國領 二郎 (注) 1	1959年 7月19日	1982年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社)入社 1992年6月 ハーバード大学経営学博士 1993年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授 2000年4月 同大学大学院経営管理研究科教授 2003年4月 慶應義塾大学環境情報学部教授 2005年5月 同大学SFC研究所長 2006年4月 同大学総合政策学部教授 2009年4月 同大学総合政策学部長 2013年5月 慶應義塾常任理事 2017年11月 株式会社ジズホールディングス 社外取締役(現任) 2019年5月 一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会 代表理事(現任) 2019年7月 クオン株式会社 社外取締役(現任) 2021年10月 一般社団法人DeruQui 代表理事(現任) 2022年8月 株式会社Hacobu 社外取締役(現任) 2022年10月 当社取締役(現任) 2024年6月 一般財団法人SFCフォーラム 代表理事(現任) 2025年4月 慶應義塾大学名誉教授(現任) 2025年4月 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授(現任) 2025年4月 共愛学園前橋国際大学デジタル共創研究センター長(現任)	(注) 2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	田中 仁 (注) 1	1963年 1月25日	1981年4月 前橋信用金庫（現 しのみめ信用金庫）入庫 1986年4月 株式会社スタジオクリップ入社 1987年4月 個人にて服飾雑貨製造卸業のジンプロダクツを創業 1988年7月 有限会社ジェイアイエヌ（現 株式会社ジズホールディングス）を設立、代表取締役CEO（現任） 2011年6月 株式会社ブランドニューデー 代表取締役CEO 2012年9月 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長 2013年2月 晴姿商貿（上海）有限公司（現 晴姿（上海）企業管理有限公司）董事長 2013年2月 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長 2013年12月 JINS US Holdings, Inc. CEO 2015年6月 台湾晴姿股份有限公司 董事 2015年6月 オイシックス株式会社（現 オイシックス・ラ・大地株式会社）社外取締役（現任） 2018年5月 株式会社ジズジャパン（現 株式会社ジズ）代表取締役CEO 2018年12月 株式会社Think Lab 代表取締役CEO 2018年12月 台湾晴姿股份有限公司 董事長 2021年6月 日本通信株式会社 社外取締役（現任） 2022年10月 当社取締役（現任） 2023年12月 株式会社ジズ 取締役（現任）	(注) 2	
取締役 Chief Creative Officer	谷川 淳司	1965年 7月17日	2002年10月 ジェイ・ティー・キュー株式会社設立、代表取締役（現任） 2016年8月 カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社 取締役 2017年4月 C C Cクリエイティブ株式会社CEO 2018年3月 一般社団法人Media Ambition Tokyo 代表理事（現任） 2019年4月 C C Cマーケティングホールディングス株式会社 取締役COO 2020年11月 一般社団法人dialogue 副代表理事（現任） 2021年7月 一般社団法人A i C Tコンソーシアム顧問（現任） 2022年4月 デジタルハリウッド大学大学院 専任教授 2022年10月 当社取締役（現任） 2024年4月 デジタルハリウッド大学大学院 特任教授（現任）	(注) 2	
取締役	福田 尚久 (注) 1	1962年 7月21日	1982年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 1985年7月 株式会社群馬データベースシステム設立 代表取締役社長 1986年3月 東京大学 文学部卒業 1992年6月 ゲートマス大学経営大学院（MBA）修了 1992年7月 アンダーセンコンサルティング（現 アクセンチュア）入社 1993年9月 アップルコンピュータ（現 Apple Japan合同会社）入社 1997年11月 同社事業推進本部長 1999年12月 同社マーケティング本部長 2001年6月 アップルコンピュータ（現 アップル）本社（米国）副社長 2002年4月 日本通信株式会社上席執行役員 2004年6月 同社取締役 2004年7月 同社CFO 2006年6月 同社常務取締役 2010年3月 同社代表取締役専務 2012年6月 同社代表取締役副社長 2015年6月 同社代表取締役社長 2018年11月 my FinTech株式会社 代表取締役社長 2021年4月 公立大学法人前橋工科大学理事長（非常勤） 2022年10月 当社取締役（現任） 2024年4月 my FinTech株式会社 代表取締役会長 2025年6月 同社代表取締役会長兼社長（現任） 2025年6月 日本通信株式会社 代表取締役社長兼CEO（現任）	(注) 2	
取締役 (監査等委員)	鏡山 英男 (注) 1	1971年 12月13日	1994年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2005年1月 株式会社産業再生機構入社 2007年4月 株式会社経営共創基盤入社 2021年2月 ぐんま地域共創パートナーズ株式会社 相談役 2021年4月 同社代表取締役社長（現任） 2022年8月 かんとうYAWARAGIエネルギー株式会社 代表取締役会長 2022年10月 当社取締役監査等委員（現任） 2023年3月 かんとうYAWARAGIエネルギー株式会社 取締役会長（現任）	(注) 3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	結城 恵 (注) 1	1961年 1月15日	1996年4月 群馬大学教育学部講師 1998年2月 同大学教育学部助教授 2007年4月 同大学教育学部准教授 2009年4月 同大学教育学部教授 2012年6月 同大学大学教育・学生支援機構大学教育センター教授(現任) 2013年4月 東京大学教育学研究科客員教授 2018年4月 群馬大学社会情報学研究科(兼任)教授 2021年4月 同大学情報学部(兼任)教授(現任) 2022年4月 同大学キャリアサポート室 室長(現任) 2022年10月 当社取締役監査等委員(現任) 2023年6月 公益財団法人博報堂教育財団評議員(現任) 2024年4月 群馬大学学生支援センター センター長	(注) 3	
取締役 (監査等委員)	横山 慶一 (注) 1	1970年 7月14日	1999年4月 弁護士登録 2005年6月 かんら信用金庫(現 しのめ信用金庫) 非常勤理事 2012年6月 同社常務理事 2013年6月 同社専務理事 2016年6月 しのめ信用金庫 理事長(現任) 2022年10月 当社取締役監査等委員(現任)	(注) 3	
計					

- (注) 1. 取締役大森昭生、國領二郎、田中仁、福田尚久、鏡山英男、結城恵及び横山慶一は、社外取締役であります。
2. 監査等委員以外の取締役の任期は、2025年11月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2024年11月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役を7名選任しております。社外取締役は、経営に対する監視、監督機能を担っており、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の組織、人員及び手続

当社は、独立役員である監査等委員3名で監査等委員会を構成しております。監査等委員会は監査等委員会で決定された監査基準、監査方針、監査計画及び監査の方法等に従い監査業務を行う方針であります。

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査計画の立案、監査結果の共有、会計監査人の選任などであり、

監査等委員は取締役会のほか、重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる等、取締役の業務執行を監視できる体制となっています。

b. 監査等委員会の活動状況

当社は、最近事業年度において監査等委員会を6回開催しており、各監査等委員の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数 (全6回)	出席率
監査等委員(社外取締役)	鏡山 英男	6	100%
監査等委員(社外取締役)	結城 恵	4	67%
監査等委員(社外取締役)	横山 慶一	6	100%

また、最近事業年度に開催した監査等委員会における具体的な検討内容としては、取締役会等における取締役の報告及び意思決定プロセスと決定内容の適法性及び妥当性、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性、監査報告の提出等を行っております。

内部監査の状況

当社は、内部監査組織を設置し、代表取締役社長のもと業務遂行状況の監査を実施し、その結果を代表取締役社長等に報告することとしております。内部監査責任者は、随時監査等委員または会計監査人と連絡・調整をして効率的な監査を実施しております。また、内部監査責任者は、監査の遂行上必要な場合には経営活動に関する会議への出席または議事録の閲覧を求めることができることとしております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

城南監査法人

b．継続監査期間

3年間

c．業務を執行した公認会計士

山野井 俊明

坂口 洋二

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、他1名です。

e．監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定については、その独立性・専門性等を総合的に評価し、選定しております。

f．監査等委員会による監査法人の評価

上記の方針に基づいた協議が行われ、当社の事業規模及び一般的な相場から鑑みて妥当なものと判断したことにより同意する方針としております。当該評価の結果、監査等委員会は、城南監査法人の独立性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬額、監査等委員との意思疎通等の点において、特段の問題は認められないものと判断しています。

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
3,000	-

b．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容（上記a．を除く）

該当事項はありません。

c．監査報酬の決定方針

会社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しています。

d．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬見積りに関して取締役より必要な資料を入手したうえで、報酬見積り額の算出根拠である監査項目の内容、監査時間等が適切であると認め、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「7 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

(1) 経営の基本方針

「一人ひとりがWell-Beingでいられる街」を目指すため、「共助型未来都市の実現」が必要と捉えております。その実現に向け、「官」「民」共創でのまちづくりの課題を解決する官民連携法人「めぶくグラウンド」を設立しました。当社は、「誰一人取り残されることなく Well-Beingを享受することができる社会の実現」をミッションとして掲げ、その理念を具体とするために、人々が自らの意志で共助型未来都市であるデジタルグリーンシティを創生することを支えることをビジョンとして事業を展開します。ゆえに当社は官民共創会社としての成り立ちを柱とし、新しいまちづくりのあり方を提示するIDやデータ連携基盤の開発、提供、運用を行い、安全なデータの利活用を通して、様々な公益サービス・準公共サービス・民間サービスを芽吹かせていきます。そこで得られる知見や利益は、地域社会へ循環還元させ、持続可能なまちづくりを支え、次世代への継承を目指します。

(2) 経営環境及び経営戦略

当社は、一人ひとりがWell-Beingでいられる共助型未来都市の実現に向けた、「地域産業の基盤」を担い、まちづくりにおける「既存事業DXやスタートアップ・新事業創出のエコシステム」と「実装サービス・データ連携基盤の横展開」の基盤と成ることを目指しております。その実現のための共助システムのひとつとして、デジタルIDの発行事業を担い、また、当社が発行したデジタルIDを通し、市民が本人に関するデータを、サービス事業者を選択・限定して使用許諾(オプトイン)することにより、サービス提供者が個別最適化(パーソナライズ)したサービスをレコメンド・提供できるようになります。

当社では、デジタル基盤の利活用にあたり、データ提供者の意思と利益を守ることを使命とする「データガバナンス委員会」を会社法にはない定款に規定する形で設置しております。データ利用者と提供者の利害や意思が相反する場合は、データ提供者の利益を優先させる運用を徹底し、この原則下にデータの持ち寄りを促進し、社会的、経済的な利得の拡大を志し、その果実を市民、事業者や地域プラットフォームを含むステークホルダーで適正に分け合うことを保障します。なお、データガバナンス委員会は取締役である國領二郎をデータガバナンス委員会委員長とする体制で運用を行っております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の拡大及び持続的な成長のために、高いスキルを持った優秀な人材の確保と育成を継続し、組織体制を整備していくことが重要な課題として認識しております。当社の経営理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、社内のエンゲージメントを高め、社員が早期に活躍できる社内施策の整備や環境構築に努めてまいります。

内部管理体制の強化について

当社は、比較的小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後の企業規模拡大に備え、各部門の内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでいます。

新規デジタルID登録者、利用者の開拓について

当社が発行したデジタルIDを通し、利用者が本人に関するデータを、サービス事業者を選択・限定して使用許諾(オプトイン)することにより、サービス提供者が個別最適化(パーソナライズ)したサービスをレコメンド・提供できるようになります。今後、デジタルID登録者、利用者の開拓を実施し、サービス提供の最適化を目指す方針です。

財務体質の強化について

当社は、2022年10月に設立しており、今後、デジタル基盤を活用した事業の開始及び事業領域の拡大を図っていく予定であるため、安定的な収益源を確保するまでの期間においては、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施する予定であります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものです。

基本的な考え方

当社は、誰一人取り残されることなくWell-Beingを享受することができる社会の実現のために存在し、この理念を具体とするために、当社は、人々が自らの意志で共助型未来都市であるデジタルグリーンシティを創生することを支える事業を展開します。ゆえに当社は官民共創会社としての成り立ちを柱とし、IDやデータ連携基盤の開発、提供、運用を行い、安全なデータの利活用を通して、様々な公益サービス・準公共サービス・民間サービスを芽吹かせ、そこで得られる知見や利益は、地域社会へと循環還元させ、持続可能なまちづくりを支え、次世代への継承を目指すことを当社の理念として事業を展開します。

そのため、当社は、持続可能な経営をするうえで、当社の企業活動が社会に与える影響を考慮し、長期的な視点を持ったサステナビリティ経営に取り組むことは重要と認識しております。

(1) ガバナンス

当社の取締役会は、重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。また、監査等委員は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役の職務執行状況の報告聴取並びに本社における業務の状況の調査等により、厳正な監査を実施しております。当社の取締役会は、業務執行取締役から業務執行の状況の報告を受け、人的資本・知的財産への投資をはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、当社の持続的な成長に資するものであるのか、実効的に監督しています。

(2) 戦略

当社の重要な戦略については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社の従業員はすべて他社から当社への出向者であることから、記載事項はありません。

(3) リスク管理

当社は、共助による豊かで人に優しい社会の構築に向けて、データを持ち寄って下さる個人、行政、企業、団体の意思と利益を守ることを使命とし、データ利用者と提供者の利害や意思が相反する場合は、データ提供者の利益を優先させる運用を会社に徹底させる、全社的な管理体制を構築することが重要であること踏まえ、「データガバナンス委員会」を設置しています。「データガバナンス委員会」では、サステナビリティに関連するリスクを含め、重要な企業リスクを管理した上で、事業活動等への影響が大きいリスクに関する全体の取組みを推進・サポートし、当該取組みの進捗のモニタリングを行っております。

また、当社が認識する事業等のリスクに関する詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当社の実績を長期的に評価、管理及び監視するために用いられる指標及び目標は、特段設定しておりません。

また、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標及び目標については、上記「(2) 戦略」において記載したとおり、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を作成していないため、特段設定しておりません。

3【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 当社サービスの市場性について

当社は、市民生活の様々な場面におけるデジタル・サービスを支える技術基盤を提供することを主な事業として2022年10月6日に設立されました。DX（デジタル・トランスフォーメーション）化が叫ばれる中、当社サービスは、事業者を横断してデータ連携をすることができ、かつ、どの事業者にどのようなサービスでデータ連携できるかを「ダイナミック・オプトイン」機能で提供していることが、多くの自治体、企業、組織等に高く評価をいただいております。当社サービスは潜在的には大きな需要があると見込んでおります。当社サービスの市場性を結果として示せるものと考えておりますが、想定通りに市場が拡大するとは限らず、売上成長できない可能性があります。当社は、市場調査や顧客とのリレーションを強化し、技術革新や顧客ニーズの変化を捉える等により当該リスクの軽減を図っております。

(2) 当社サービスに関わる法制度動向について

当社サービスは、国が進めるマイナンバーカードとの連携を前提にした取り組みとしておりますが、マイナンバーカードに関する法制度に関しては、多角的な修正が議論されており、修正内容によっては当社サービスに影響を与える可能性があります。また、当社サービスは、電子署名法に基づき認定を取得した特定認証業務によって発行される電子証明書を活用することを一つの特徴としており、電子署名法に修正が行われた場合には、何らかの影響を受ける可能性があります。さらにデジタル化が進む中で期待されているものの一つにキャッシュレス化があります。当社サービスはキャッシュレス決済の基盤を提供するものであるため、犯罪収益移転防止法の修正等によって影響を受ける可能性があります。現時点において報道されている限り、マイナンバー法、電子署名法、犯罪収益移転防止法のいずれにおいても、当社サービスにとっては好影響となる事項が多いですが、悪影響となる修正がなされた場合には、売上成長できない可能性があります。当社は、常に最新の情報収集と対応等を行い、事業への影響を最小限に抑えるよう努めております。

(3) 個人情報等の取り扱いについて

当社サービスは、他のアプリケーションサービス事業者がデジタル基盤を提供することにあります。アプリケーションサービス事業者は、個人利用者の個人情報を扱ったり、企業情報を扱ったりする場合がありますが、それらの情報は当該アプリケーションサービス事業者がデータ保管管理を行います（データの分散管理）。したがって、当社のデジタルIDサービス及びデータ連携サービスにおいては、当社自体が個人情報や企業情報を保管管理することはありません。ただし、当社自体がアプリケーションサービス事業者としてサービス提供を行うこともあり、その場合には当社が個人情報等を保管管理することになります。

当社は、市民からの信頼を得て初めて事業展開を行うことができるという性格を持つため、当社および他のアプリケーションサービス事業者が保管管理する個人情報等、あるいはデジタルID及びデータ連携基盤を通る個人情報等が漏洩するなどの問題を発生させた場合、当社の事業展開基盤が毀損するため、顧客基盤を失う、あるいは当社のデジタル基盤を使って顧客にアプリケーションサービスを提供する事業者を失うことにより、当社の売上及び収益に大きな影響を及ぼす可能性があります。当社は、情報セキュリティの専門家による助言や法規制に関する知識を深める社内研修等により、これらのリスクに対応しております。

(4) 資金繰りについて

当社の売上成長が想定を大きく下回った場合、新たな資金調達を実施する必要性が生じる可能性があります。また資金調達が必要なタイミングで資金調達ができない可能性もあり、その場合には当社自体の存続に影響を及ぼす可能性があります。当社は、システム運用費等の運用費低減により当該リスクに対応しております。

(5) システム障害について

当社のシステムは、情報セキュリティ対策を施した上で信頼性の高い大手クラウド事業者が提供するクラウド上に実装することを基本としています。しかしながら、クラウドの全部ないし一部に障害が発生した場合、あるいは当社システムが障害が発生した場合には、当社サービスを提供できなくなる可能性があり、その場合、当社の売上及び収益、さらには当社の信頼を毀損する可能性があります。

なお、当社が提供するデジタルIDは、電子署名法に基づく認定を取得した特定認証業務により発行する電子証明書を活用することを特徴としていますが、当該認証業務は、認定の要件通り2つのデータセンターに冗長化したシステムとして構築されています。したがって、可能性は低いながら、冗長化されたシステムが機能しなくなるような事態に陥った場合、当社サービスを提供することが困難となり、売上及び収益、さらには当社の信頼を毀損するなどの影響が生じる可能性があります。当社は、システムの冗長化やセキュリティ対策の強化等のシステムの安定稼働に向けた取り組みをしております。

(6) 依存性の高いパートナー企業について

当社はデジタルIDとデータ連携基盤の提供を事業の根幹に据えていますが、当社のデジタルIDである「めぶくID」は、電子署名法に基づき認定を取得した特定認証業務を提供するmy FinTech株式会社（本社：東京都虎ノ門 代表者：代表取締役会長兼社長福田尚久（当社取締役））が当該業務により発行する電子証明書を活用することを特徴としています。現時点において、電子署名法に基づき認定を取得した特定認証業務は10サービスに過ぎず、かつスマートフォンに電子証明書を搭載する方法はmy FinTech株式会社1社のみとなっており、代替事業者が存在していません。

当社はmy FinTech株式会社と協調的な関係を構築しており、今後についてもその関係を維持することに努めますが、仮にmy FinTech株式会社との間で当社が発行する電子証明書を活用するデジタルIDの発行及び使用が困難になった場合には、当社にとって極めて大きなマイナス影響が生じる可能性があります。当社は、パートナー企業との情報共有を定期的にしており、当該リスクの軽減を図っております。

(7) 当社株式の流動性及び配当について

当社普通株式の譲渡は、当社定款の規定により、当社取締役会の承認を得る必要がありますので、流動性（換金性）は極めて低くなっています。また当社は当面の間、配当を行う意図はありません。当社は事業の立ち上げ期にあり、まずは収益基盤を築くことが求められていること、さらに収益基盤が築けた後も、利益を再投資することで地域の発展に寄与することが、当社の事業価値の最大化につながると考えているからです。したがって、投資者の投資回収に影響を及ぼす可能性があります。当社はデジタル基盤を活用した事業領域の拡大を図り安定的な収益源の確保に最大限努めております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 経営成績等の状況の概要

めぶくグラウンド株式会社（以下、「当社」という）は、街づくりの一環として、デジタル技術活用により様々な社会課題等を解決し、社会・コミュニティにイノベーションをもたらすことができる安心・安全なデジタル基盤を構築・提供しています。現時点において提供している具体的なサービスとしては、個人向けデジタルID「めぶくID」、様々な組織で保有される個人に関するデータを本人合意のもとで安全にデータ連携させるシステム「めぶくデータ連携基盤」、個人に関するデータの利用許諾をいつでも利用者自身で設定できる機能「めぶくダイナミック・オプトイン」他があり、群馬県前橋市、北海道江別市、長崎県大村市は、当社が直接サービスを提供しており、大阪府門真市は、当社株主のグループ企業が中核となってサービス提供を開始している事例であり、当社の考え及びデジタル基盤に賛同されるパートナー企業が横展開を推進し始めているところです。

インターネット利用の大半がスマホへと移行した今日、多くの企業や自治体がスマホアプリを通じてサービスを提供していますが、安全性の課題、データ連携の困難さという大きな課題が生じています。デジタル技術の活用、DXの目的の一つは、市民一人ひとりに個別最適なサービスを提供し、生活をより便利にすることにあります。しかし現状は「スマホアプリを安心して使えない」に加え、「データ連携ができない」という2つの課題により、DXは叫ばれながらも進展していないのが実情です。

このような背景の中、めぶくIDを部品化することでアプリに組み込むことを容易にした、デジタル認証モジュールの提供を2025年2月に開始しました。自社のスマホアプリにデジタル認証モジュールを組み込むことで、マイナンバーカードで身元確認や本人認証した電子証明書とIDである利用者識別番号が発行できます。インターネットを使ったクレジット決済やその他の金融機関において、不正利用による被害が急速に拡大しており社会問題となっています。デジタル認証モジュールは、政府、多くの自治体、多くの大手企業、この分野の専門の先生方から高い評価をいただいております。当該モジュールを自社のスマホアプリに組み込んでご利用を検討いただいている自治体や民間企業が増え始めています。これが第3期における当社の事業実績です。

当社にとっての第4期のチャレンジは、デジタル認証モジュールを実装した技術的事例を見た全国のような事業者が、当社の持つデジタル基盤を利用して自社の製品・サービス開発を始めることを如何にして支援していくかという点にあります。めぶくIDやデータ連携基盤、ダイナミック・オプトイン他の当社デジタル基盤は、先の2つの「スマホアプリを安心して使えない」「データ連携できない」という課題を解決してくれます。市民一人ひとりに個別最適なサービスが提供されるようになる社会を迎えるために、システムなど技術面だけでなく情報セキュリティ対策など制度面でも様々な準備をすることも第4期のチャレンジになります。

そして当社のデジタル基盤の成長に伴走する形で、当社はデータガバナンス体制を強化しています。当社定款で定めているデータガバナンス委員会は、慶應義塾大学名誉教授國領二郎委員長のもと、消費者、事業者、行政、技術他の観点から、恵まれた委員構成によって運営されています。市民一人ひとりの個人に属するデータを安全に守りながら、個別最適なサービスを実現していくために、どのような技術、規則、体制他が必要なのかを議論し、当社は、データガバナンス委員会の意見を最大限尊重しながら事業運営を行っています。

当社は引き続き、デジタル基盤を強化・成長させるとともに、地域における社会課題解決型のサービス提供を担ってまいります。

経営成績の状況

当社は事業の立ち上げ期にあるため、当社の主力商品であるデジタルID（めぶくID）及びデータ連携基盤の開発構築、及びデジタル基盤を活用したアプリケーション等の企画、提供、運用等に先行投資を行っており、経営成績としては現状を反映した結果となっております。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は110百万円となり、前事業年度末に比べ171百万円減少しました。これは主に現金及び預金の減少によるものです。また、固定資産は113百万円となり、前事業年度末に比べ19百万円減少しました。これは主に減価償却の計上により無形固定資産（ソフトウェア）が19百万円減少したことによるものです。

この結果、総資産は223百万円となり、前事業年度末に比べ191百万円減少しました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は78百万円となり、前事業年度末に比べ13百万円減少しました。これは主に預り金の減少によるものです。固定負債はありません。

この結果、負債は78百万円となり、前事業年度末に比べ13百万円減少しました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は145百万円となり、前事業年度末に比べ178百万円減少しました。

この結果、自己資本比率は64.9%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は66百万円となり、前事業年度末に比べ171百万円減少しました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは158百万円の支出となりました。

これは主に税引前当期純損失が177百万円発生したためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは12百万円の支出となりました。

これは主に無形固定資産（ソフトウェア）の取得による支出12百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは該当する収支がありませんでした。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

該当事項はありません。

b．受注実績

該当事項はありません。

c．販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりです。

セグメントの名称	当事業年度 (自2024年9月1日 至2025年8月31日)	前年同期比(%)
デジタル・サービス技術基盤(千円)	88,080	88.0
合計(千円)	88,080	88.0

（注）1．最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自2023年9月1日 至2024年8月31日)		当事業年度 (自2024年9月1日 至2025年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
前橋市	96,423	96.4	60,592	68.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
 なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討状況

(a) 経営成績

経営成績の状況の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご参照ください。

(b) 財政状態

財政状態の状況の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

(c) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要の主なものは、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。運転資金及び設備投資の資金調達については、自己資本を基本としております。

5 【重要な契約等】

(1) 技術利用等を受けている契約

会社名	主な契約内容	契約期間
前橋市	前橋市暮らしテック推進事業及び関連アプリケーションサービスに関する協定書	2023年4月1日から 2028年3月31日まで
my FinTech株式会社	「めぶくID」の発行に関する権利・責任範囲等に関する覚書	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
	「電子認証技術全般に関わるセキュリティ技術（FPoS）」のサービス利用に関する権利・責任範囲等に関する契約書	2025年4月23日から 2026年4月22日まで

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における事業拡大を目的とした設備投資等の主な内訳は、デジタルID関連サービスの機能拡充および安定運用の確保を目的としたソフトウェア12,736千円の取得であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2025年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
		ソフトウェア	合計	
本社(群馬県前橋市)	デジタルID関連	110,668	110,668	5

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、城南監査法人により監査を受けております。

なお、事業年度に係る監査報告書は、2025年11月27日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	238,283	66,853
売掛金	5,623	10,259
未収入金	37,187	26,987
前払金	-	3,960
前払費用	753	2,345
流動資産合計	281,848	110,405
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,100	1,100
減価償却累計額	45	155
建物(純額)	1,054	944
工具、器具及び備品	-	126
減価償却累計額	-	42
工具、器具及び備品(純額)	-	84
有形固定資産合計	1,054	1,028
無形固定資産		
ソフトウェア	130,144	110,668
ソフトウェア仮勘定	302	-
商標権	916	821
無形固定資産合計	131,363	111,489
投資その他の資産		
敷金	1,010	1,010
投資その他の資産合計	1,010	1,010
固定資産合計	133,427	113,528
資産合計	415,275	223,933
負債の部		
流動負債		
未払金	54,280	55,519
未払法人税等	1,647	1,537
前受金	220	-
預り金	412	475
株主からの預り金	35,105	21,076
流動負債合計	91,666	78,608
負債合計	91,666	78,608
純資産の部		
株主資本		
資本金	241,286	241,286
資本剰余金		
資本準備金	241,286	241,286
資本剰余金合計	241,286	241,286
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	158,963	337,247
利益剰余金合計	158,963	337,247
株主資本合計	323,609	145,325
純資産合計	323,609	145,325
負債純資産合計	415,275	223,933

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
売上高	100,041	88,080
売上原価	345,940	297,209
売上総損失()	245,899	209,128
販売費及び一般管理費	146,664	166,860
営業損失()	292,564	275,989
営業外収益		
受取利息	23	180
その他	26	2,064
営業外収益合計	50	2,245
経常損失()	292,513	273,744
特別利益		
補助金収入	201,600	95,820
特別利益合計	201,600	95,820
税引前当期純損失()	90,913	177,924
法人税、住民税及び事業税	334	358
当期純損失()	91,248	178,283

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)		当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
システム運用保守費		159,222	46.0	181,487	61.1
業務委託費		156,382	45.2	72,352	24.3
減価償却費		22,293	6.4	32,212	10.8
その他		8,042	2.3	11,157	3.8
合計		345,940	100.0	297,209	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算によっています。

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	241,286	241,286	241,286	67,715	67,715	414,857	414,857
当期変動額							
当期純損失（ ）				91,248	91,248	91,248	91,248
当期変動額合計	-	-	-	91,248	91,248	91,248	91,248
当期末残高	241,286	241,286	241,286	158,963	158,963	323,609	323,609

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	241,286	241,286	241,286	158,963	158,963	323,609	323,609
当期変動額							
当期純損失（ ）				178,283	178,283	178,283	178,283
当期変動額合計	-	-	-	178,283	178,283	178,283	178,283
当期末残高	241,286	241,286	241,286	337,247	337,247	145,325	145,325

(4)【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	90,913	177,924
減価償却費	22,368	32,459
受取利息	23	180
補助金収入	201,600	95,820
売上債権の増減額(は増加)	5,623	4,636
未収入金の増減額(は増加)	540	540
未収消費税等の増減額(は増加)	23,044	9,659
前払費用の増減額(は増加)	746	1,591
前渡金の増減額(は増加)	242	-
未払金の増減額(は減少)	51,800	1,238
未払費用の増減額(は減少)	7,160	-
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	697	133
前受金の増減額(は減少)	40,900	220
預り金の増減額(は減少)	35,234	13,967
その他	0	3,960
小計	261,604	254,535
利息及び配当金の受取額	23	180
補助金の受取額	201,600	95,820
法人税等の支払額	276	334
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,256	158,869
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,100	126
無形固定資産の取得による支出	81,131	12,433
敷金及び保証金の差入による支出	1,010	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	83,241	12,559
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	143,498	171,429
現金及び現金同等物の期首残高	381,781	238,283
現金及び現金同等物の期末残高	1 238,283	1 66,853

【注記事項】

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物については定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用のソフトウェア 利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2．収益及び費用の計上基準

当社は約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受けると見込まれる金額で収益を認識しております。

3．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヵ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

（貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（損益計算書関係）

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度32%、当事業年度11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度68%、当事業年度89%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
支払報酬	8,912千円	20,495千円
広告宣伝費	15,031	7,220
役員報酬	12,260	20,985
減価償却費	75	246

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,900	-	-	7,900
A種株式	1,751	-	-	1,751
合計	9,651	-	-	9,651

（注）自己株式の種類及び株式数に関する事項については、該当事項はありません。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,900	-	-	7,900
A種株式	1,751	-	-	1,751
合計	9,651	-	-	9,651

(注) 自己株式の種類及び株式数に関する事項については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金勘定	238,283千円	66,853千円
現金及び現金同等物	238,283	66,853

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等を基本とし、安全性の高い資産に限定しており、資金調達については、銀行借入等はありません。また、デリバティブ取引については行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は主に前橋市、江別市、東和薬品株式会社に対するものであり、かつ短期的に回収予定のものです。未収入金は、主に消費税等の還付予定金額であります。未払金は、営業上の取引による未払いであり、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。預り金は、主にサービス提供に伴う前橋市からの一時的な預り金であり、短期間で決済されるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債務である未払金に係るリスクに関しては、資金繰実績を作成する等の方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

預金、売掛金、未収入金、未払金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	238,283	-	-	-
売掛金	5,623	-	-	-
未収入金	37,187	-	-	-
合計	281,094	-	-	-

当事業年度(2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	66,853	-	-	-
売掛金	10,259	-	-	-
未収入金	26,987	-	-	-
合計	104,100	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	23,403千円	80,594千円
繰延資産償却超過額	24,231	21,034
繰延税金資産小計	47,635	101,628
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	23,403	80,594
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	24,231	21,034
評価性引当額小計	47,635	101,628
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年8月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 （1）	-	-	-	-	-	23,403	23,403
評価性引当額	-	-	-	-	-	23,403	23,403
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年8月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 （1）	-	-	-	-	-	80,594	80,594
評価性引当額	-	-	-	-	-	80,594	80,594
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失であるため、差異原因の項目別の内訳の記載を省略しております。

（収益認識関係）

- 1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性に乏しいため記載を省略しております。
- 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
- 3．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1) 契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年9月1日 至2024年8月31日）	当事業年度 （自2024年9月1日 至2025年8月31日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	-	5,623
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,623	10,259
契約負債（期首残高）	41,120	220
契約負債（期末残高）	220	-

顧客との契約から生じた債権は、主に前橋市、江別市、東和薬品株式会社との業務委託契約に係る売掛金に関連するものであります。貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しております。

契約負債は、前橋市との業務委託契約に係る前受金に関連するものであります。契約負債の増減は、前受金の受取による増加と収益認識による減少であります。当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは220千円であります。貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度及び当事業年度においては契約期間が1年を超える取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
前橋市	96,423	デジタル・サービス技術基盤

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
前橋市	60,592	デジタル・サービス技術基盤

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	前橋市	群馬県前橋市	-	行政サービス	被所有 直接 18.14	デジタルID及びデジタル基盤を活用したアプリケーションサービス開発・事業推進に係る取り組み	前橋市電子地域通貨事業のアプリ開発・事業推進に係る売上（注1）	96,423	売掛金	3,623
							前橋市デジタル田園都市国家構想交付金採択補助事業のアプリ開発・事業推進に係る補助金	201,600	-	-
主要株主が自己の計算において過半数を保有している会社	my FinTech株式会社	東京都港区	280,052	インターネット取引のための認証プラットフォームの構築及び運営	-	アプリケーションサービス管理・運用業務の委託 役員の兼任	アプリケーションサービス管理・運用業務に係る費用（注3）	77,956	未払金	39,598

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	前橋市	群馬県前橋市	-	行政サービス	被所有 直接 18.14	デジタルID及びデジタル基盤を活用したアプリケーションサービス開発・事業推進に係る取り組み	前橋市電子地域通貨事業のアプリ開発・事業推進に係る売上（注1）	60,592	売掛金	5,459
							前橋市デジタル田園都市国家構想交付金採択補助事業のアプリ開発・事業推進に係る補助金	95,820	-	-
主要株主	日本通信株式会社	東京都港区	600,350	モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション	被所有 直接 10.36	アプリケーションサービス開発・管理・運用業務の委託 役員の兼任	アプリケーションサービス開発・管理・運用業務に係る費用（注2）	58,598	未払金	12,521
主要株主が自己の計算において過半数を保有している会社	my FinTech株式会社	東京都港区	280,052	インターネット取引のための認証プラットフォームの構築及び運営	-	アプリケーションサービス管理・運用業務の委託 役員の兼任	アプリケーションサービス管理・運用業務に係る費用（注3）	123,882	未払金	38,163

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 主要株主である前橋市との業務委託の取引については、市場価格等を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。
2. 日本通信株式会社より提示された金額を基礎として、その都度価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。
3. my FinTech株式会社より提示された金額を基礎として、その都度価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）	当事業年度 （自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
1株当たり純資産額	29,878.00円	7,310.49円
1株当たり当期純損失（ ）	9,454.82円	18,473.04円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2024年8月31日）	当事業年度 （2025年8月31日）
純資産の部の合計額（千円）	323,609	145,325
純資産の部の合計額から控除する金額（千円） （うちA種株式の払込金額（千円））	87,573 (87,573)	87,573 (87,573)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	236,036	57,752
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	7,900	7,900

（注）A種株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種株式に対して優先して配分される払込金額を純資産の部の合計額から控除しております。

3．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）	当事業年度 （自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
1株当たり当期純損失（ ）		
当期純損失（ ）（千円）	91,248	178,283
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	91,248	178,283
普通株式の期中平均株式数（株） （うち普通株式（株）） （うちA種株式（株））	9,651 (7,900) (1,751)	9,651 (7,900) (1,751)

（注）1株当たり当期純損失の算定上、A種株式はその株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、普通株式に含めて計算しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(5) 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,100	-	-	1,100	155	110	944
工具、器具及び備品	-	126	-	126	42	42	84
有形固定資産計	1,100	126	-	1,226	197	152	1,028
無形固定資産							
ソフトウェア	154,949	12,736	-	167,685	57,017	32,212	110,668
ソフトウェア仮勘定	302	-	302	-	-	-	-
商標権	945	-	-	945	124	94	821
無形固定資産計	156,197	12,736	302	168,631	57,141	32,307	111,489

(注) 1. 工具、器具及び備品の当期増加額は、オフィス備品の購入によるものであります。

2. ソフトウェアの当期増加額は、デジタルID関連のソフトウェア取得によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

2【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	66,853
小計	66,853
合計	66,853

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
前橋市	5,459
東和薬品株式会社	2,400
江別市	2,000
CONNECT株式会社	400
合計	10,259

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
5,623	88,080	83,444	10,259	89.1	32.9

ハ．未収入金

区分	金額(千円)
消費税還付	26,987
合計	26,987

負債の部

イ．未払金

相手先	金額(千円)
my FinTech株式会社	38,163
日本通信株式会社	12,521
その他	4,834
合計	55,519

ロ．株主からの預り金

相手先	金額(千円)
前橋市	21,076
合計	21,076

3【その他】

該当事項はありません。

第5【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	株券不発行
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	群馬県前橋市表町二丁目30番8号 AQERU 6 F めぶくグラウンド株式会社
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う(https://www.mebukuba.jp)。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではないため、金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第2期）（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

2024年11月28日関東財務局長に提出

事業年度（第3期）（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

2025年11月27日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度（第3期中）（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

2025年5月29日関東財務局長に提出

第四部【関係会社の情報】

該当事項はありません。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月27日

めぶくグラウンド株式会社

取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊 明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 口 洋 二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているめぶくグラウンド株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、めぶくグラウンド株式会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月28日

めぶくグラウンド株式会社

取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊 明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 口 洋 二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているめぶくグラウンド株式会社の2023年9月1日から2024年8月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、めぶくグラウンド株式会社の2024年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。